

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月15日
【会社名】	文化シャッター株式会社
【英訳名】	Bunka Shutter Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 執行役員社長 小倉 博之
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 市川 治彦
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目17番3号
【縦覧に供する場所】	文化シャッター株式会社西日本事業本部 (大阪府大阪市中央区南船場二丁目11番26号) 文化シャッター株式会社御着工場 (兵庫県姫路市御国野町御着字深見187番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小倉博之及び当社最高財務責任者市川治彦は、当社の第80期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

特記すべき事項はない。